

つぼみの子保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始に当たり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体

(ア) 法人の名称	社会福祉法人みかり会
(イ) 法人の所在地（主たる事務所）	兵庫県南あわじ市松帆高屋乙 192
(ウ) 法人の電話番号、FAX 番号	0799-36-2344 FAX0799-36-3501
(エ) 法人の代表者の職名・氏名	理事長 谷村 誠
(オ) 法人の設立	昭和 40 年 5 月 12 日

2 施設等の概要

(ア) 施設の種別	保育園
(イ) 施設の名称	つぼみの子保育園
(ウ) 施設の所在地	西宮市林田町 8-42
(エ) 施設の電話番号、FAX 番号	0798-66-6670 FAX0798-66-6670
(オ) 施設の管理者の職名及び氏名	園長 林 真咲
(カ) 認可日	平成 20 年 4 月 1 日

3 保育等の内容、施設の詳細

(ア) 施設の利用定員	2・3号（0～5歳児） 20人
(イ) 保育を提供する日	月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始、祝祭日を除く。
(ウ) 施設の開所時間	7 時 30 分～19 時
(エ) 保育を提供する時間	保育標準時間認定 7 時 30 分から 18 時 30 分の範囲内で、保育を必要とする時間 保育短時間認定 8 時 30 分から 16 時 30 分の範囲内で、保育を必要とする時間
(オ) 延長保育の内容	やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し保育の必要な範囲内において延長保育を提供します。
(カ) 保育の内容	「保育所保育指針」に基づき、支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、保育を提供する。2・3号認定子どもについては、当該支給認定における保育必要量の範囲内において保育を提供します。

(キ) 保育の理念、方針、目標

① 保育の理念

『人としての素地を培う』

② 保育の方針・目標

1. 『養護の方針～アットホームな“昼間の家庭”』

保護者との共有を基本に“心身ともに安定した生活ができるよう、教育の土台となる養護を行う

- ・ 昼間の家庭をめざす
- ・ 有機的な連携を図る

2. 『教育の方針～感知融合（総合的人間力を培う）』

- ・ 健康に生活する力を培う
- ・ 課題を発見し解決する力を培う
- ・ 創造力を培う
- ・ 人らしく生きる素地を培う
- ・ 関わる力を培う
- ・ 自立性を高める

＊上記の理念・方針・目標をもとに、個別の指導計画を作成します。

＊尚、詳細については「教育・保育のしおり」をご参照ください。

(ク) 食事の提供

食事は園内の調理室で調理を行い、提供します。

2・3号認定子どもについては昼食及び午後のおやつを提供します。

(ケ) その他保育に係る行事等

「えんのしおり」のとおり

(コ) 居室面積、園舎面積、園庭面積等

敷 地 面積 356.59㎡

建 物 鉄筋コンクリート2階建て、保育園は1階

延べ床面積 151.75㎡

乳児室・ほふく室 2室29.85㎡

保育室・遊戯室 1室 49.00㎡

その他、調理室

屋外遊戯場 61.21㎡

4 職員の体制

(ア) 職種別の職員の数（資格保有者の数）

園 長	常 勤	1 人
保育士	常 勤	2 人
	非常勤	8 人

(イ) 職員の勤務形態、労働時間

正規職員の勤務時間帯

① 8:30～17:30 ② 9:00～18:00 ③ 9:30～18:30

(ウ) 職員の経験年数

園長の経験年数	9 年
保育士の平均経験年数	4 年

5 利用料等

利用者負担額（保育料）は、西宮市保育料徴収基準に従い、所得に応じて西宮市が決定し徴収します。「0歳児から2歳児クラス」

その他、給食費・延長保育料（月極）・リース代（月極）は、口座振替払いとなり当月27日に引き落としとなります。（金融機関が休みの場合はその翌営業日）

※必ず引き落としの前日までに指定口座へ入金してください。

※口座引替ができなかった場合は、現金徴収となります。その際は、振替手数料130円をご負担いただきますので、ご了承ください。

その他の諸経費については、別表のとおり徴収を行います。

6 退 園

(ア) 6歳になった年度の3月末をもって卒園となります。

(イ) 下記の場合、保育の提供を終了し、退園となります。

- ・支給認定保護者が退所を申し出たとき（転居など）
- ・保育認定こどもに該当しなくなったとき（復帰予定のない離職など）
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

7 嘱託医

(ア) 嘱 託 医 ユニコの森 村上こどもクリニック 村上 博

(イ) 嘱託歯科医 なかつじ歯科 中辻 敬太

8 健康診断の実施

(ア) 内科健診

乳児健診として、0. 1歳児は毎月実施

内科健診として2歳児以上は年2回（誕生月と半年後）実施します。

(イ) 歯科健診、耳鼻科健診、眼科健診

全年齢対象それぞれ年 1 回

(ウ) 身体測定

毎月、身長・体重の測定を行い、結果についてはブレインにてお知らせいたします。

9 苦情等の相談窓口

(ア) 相談窓口

窓 口 保育士

責 任 者 園 長 林 真咲

連絡先等 電 話 0798-66-6670

(イ) 第三者委員

南あわじ市社会福祉協議会事務局長 山口 勇樹(電話 090-6550-2344)

雄岡山福社会 理事 総毛 秀子(電話 090-6604-0939)

1.0 利用者に対する保険

(ア) 保険名称 日本スポーツ振興センター災害共済給付

(イ) 保険の内容 死亡 3,000万円(半額の場合あり)

障害 44万円～

負傷 療養に要する費用の4/10(但し、5,000円以上のもの)

1.1 非常災害時の対策

(ア) 避難・消火訓練 月1回実施

(イ) 災害時の避難場所 高木北小学校・近隣公共施設など(状況によって変更の場合あり)

(ウ) 緊急の時連絡方法 ブレインにて情報提供

1.2 災害時(台風・火災・地震・大雨等)への対応

(ア) 通常の気象警報が発令された場合(大雨・暴風警報など)

通常の気象警報であれば開園しますが、子どもを連れての登降園は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な場合は、家庭での保育をお願いいたします。

状況によっては、保育園からお迎えをお願いする場合があります。すぐにお迎えに来られる体制をとっておいてください。

(イ) 公共交通機関や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務などやむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

(ウ) 本市に「特別警報」等が発令された場合

＜午前7時現在＞

○気象庁より「特別警報」が本市に発令された場合は「臨時休園」とします。

○西宮市より「避難指示」（警報レベル4）、「緊急安全確保」（警報レベル5）が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「臨時休園」とします。

○西宮市より「高齢者等避難」（警戒レベル3）が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため、原則「家庭での保育」をお願いいたします。

＜午前7時以降＞

○「特別警報」や「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警報レベル5）が、当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

【参考】

避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<http://www.nishinomiya-bousai.jp/>

※気象庁、Yahoo 等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。

★電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休園とします。

※非常時の備えとして、園では食品を備蓄しており、ローリングストック及び防災教育の観点から、定期的に給食で提供しています。

1.3 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

(ア) 個人情報保護に対する基本方針及び情報の取り扱いについては、「えんのしおり」のとおりです。

(イ) 園で写真等を撮影した場合、ご自身のお子様以外の方をホームページ、ブログ、SNS 等に投稿することを固くお断りいたします。

1.4 虐待について

関連する法律（児童虐待の防止に関する法律、児童福祉法）等により、保育園は虐待を発見したり疑いを感じたりした時には、関係機関に通告することになっています。保護者の了解なく通告することもありますので、あらかじめお含み下さい。

○連絡の有無に関わらず、欠席が続く場合は、保育園から保護者、緊急連絡先に記載のある

電話番号に架電することがあります。電話が繋がらない時は、市の関係機関と情報を共有し、保育園や市職員等が家庭訪問することがあります。

1.5 他園との連携

他園へ転園する際は、円滑な保育の引継ぎのため、転園先から児童の育ちなどに関する記録について情報提供する場合があります。

別表

1 利用者負担以外の徴収金について

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	
布団リース代	寝具に係わる費用（0歳児～4歳児）	月額	1300円
主食代	3歳児～5歳児	月額	1500円
副食代	3歳児～5歳児	月額	5000円

※その他、行事に係る費用等については、事前に保護者に説明・同意の上、徴収するものとする。

※2号認定子どもの給食費取扱いについて、幼児教育・保育の無償化に伴う国の制度により主食費、副食費のみを徴収させていただくことになります。

2 延長保育に係る利用者負担

●保育標準時間認定の方…【30分延長 18:30～19:00】
月極 2500円 日割 200円

●保育短時間認定の方…【標準時間内延長
7:30～8:30と16:30～18:30】
日割 30分200円

【30分延長 18:30～19:00】
月極 2500円 日割 200円